

平成 20 年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第 1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

(1) 監査テーマ

指定管理者制度の事務の執行及び当該制度に関連する公の施設の管理運営について

(2) 監査対象機関

総務部総務課

指定管理者制度導入 53 施設所管各部局

現場往査実施施設

- ・群馬ヘリポート
- ・つつじが岡公園(花山部分を除く)
- ・群馬の森
- ・新玉村ゴルフ場
- ・高崎城址地下駐車場
- ・群馬県総合スポーツセンター

その他 47 施設

3. 監査対象期間

主として平成 19 年度(自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日)、ただし、必要に応じて過年度分及び平成 20 年度分についても監査対象とした。

4. テーマ選定の理由

平成 15 年 9 月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営について管理委託制度が廃止され指定管理者制度が導入されることとなった。この結果、施行日から 3 年経過後の平成 18 年 9 月 1 日までに、全ての公の施設について、廃止(移管、譲渡含む) 指定管理者制度への移行、直営のいずれかの選択が迫られることになり、群馬県では平成 18 年 4 月から指定管理者制度が 53 施設に導入され、群馬ヘリポートにおける指定管理取り消し問題(平成 18 年 10 月)もある中で、平成 20 年 4 月 1 日現在まで、公の施設 210 施設中 53 施設に指定管理者制度が導入されている状況にある。

指定管理者制度の導入は、住民サービスの向上・管理経費の削減を目的としており、延いては地域の振興・活性化および行政改革の推進効果が期待されており、群馬県においても、その適正な導入・運用が望まれるところである。

については、群馬県における指定管理者制度が適切な判断の基に導入され、その運用が有効かつ効率的になされているかどうかを、本格移行後2年以上を経過した現段階で監査することは時宜にもかない、意義のある事項であると判断した。

5. 監査の視点

- (1) 指定管理者の選定手続は適正に行われているか。
- (2) 選定が非公募方式を採った施設について、非公募であることについて合理的な理由が存在するか。
- (3) 地方自治体や県の外郭団体等が指定管理者となっている施設については、制度の趣旨（民間ノウハウの活用等）を充足しているか、また、外郭の団体等の管理運営能力内容に問題が無いか。
- (4) 指定期間は妥当であるか。
- (5) 協定書の内容は妥当であるか。
- (6) 協定書に則った管理が指定管理者によって有効かつ効率的になされているか。
- (7) 事業運営に対して適切な指導監督が行なわれているか。
- (8) 指定管理者からの事業報告書に対して適切な評価が行われているか。

6. 外部監査の実施期間

- ・ 平成20年4月28日～平成21年3月12日
- ・ 往査施設の主たる往査期間

高崎城址地下駐車場	平成20年8月21日～22日、11月17日
群馬ヘリポート	平成20年8月27日～29日、11月10日
新玉村ゴルフ場	平成20年9月4日～5日、11月17日
群馬県総合スポーツセンター	平成20年9月9日～10日、11月21日
群馬の森	平成20年9月16日～17日、11月10日
つつじが岡公園（花山部分を除く）	平成20年9月29日～30日、11月10日
- ・ 往査対象外47施設のヒアリング期間 平成20年10月24日～11月11日
平成21年3月4日
- ・ 総務部総務課ヒアリング 平成20年12月25日 平成21年3月12日

7. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

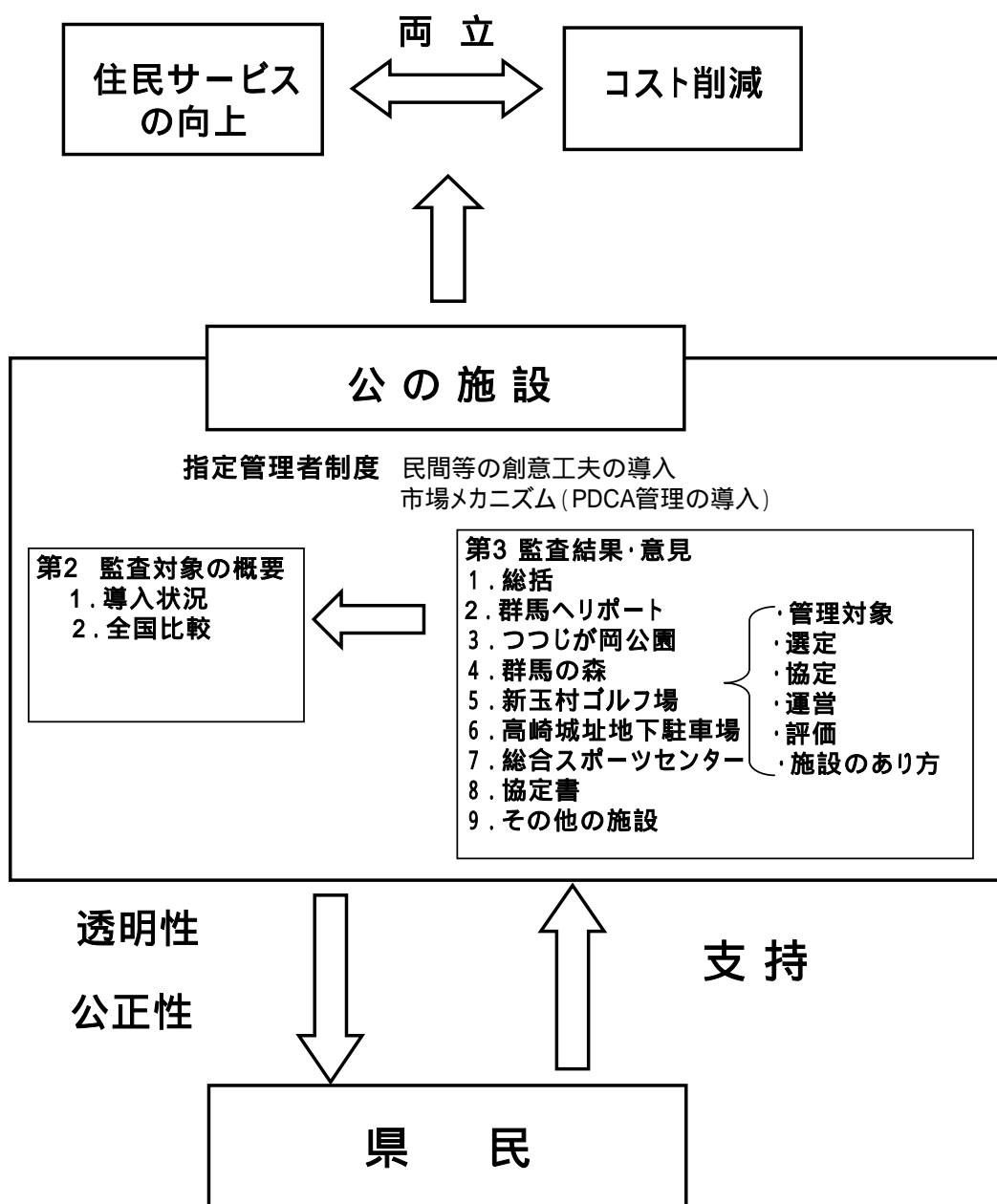
公認会計士 田中 誠

(2) 補助者

公認会計士 永井 乙彦
 公認会計士 松井 理
 公認会計士 鈴木 祥浩
 公認会計士 廣瀬 信二
 公認会計士 猿渡 良太郎

公認会計士 松岡 光弘
 公認会計士 赤尾 敬一郎
 公認会計士 横山 太喜夫

8. 監査報告書の構成イメージ



第2 監査対象の概要の要約

1. 指定管理者制度導入状況

指定管理者の指定状況

所管部局・課	施設の名称	選定方法	応募件数	指定期間	利用料金制度	指定管理者 (20年度現在)	21年度以降の選定状況等 (H21.3.18現在)				
							選定方法	応募件数	指定期間		
生活文化部 文化振興課	群馬県女性会館	特例		3年		(財)群馬県女性会館				H21.3.31廃館予定	
	群馬県民会館	公募	2	5年	一部	(財)群馬県教育文化事業団					
	群馬県みかほみらい館	特例		3年		(財)藤岡市文化振興事業団					H21.3.31藤岡市に移管
	県立自然史博物館附帯ホール	特例		5年	一部	富岡市					
健康福祉部 健康福祉課	群馬県社会福祉総合センター	公募	1	3年		(社福)群馬県社会福祉事業団・群馬県ビルメンテナンス協同組合	公募	1	3年		
	群馬県福祉マナビワセンター	特例		3年		(社福)群馬県社会福祉協議会	特例		3年		
	子育て支援課 ぐんまこどもの国児童会館	公募	2	3年		(財)群馬県児童健全育成事業団	公募	2	3年		
	障害政策課 県立点字図書館	公募	2	3年		(社福)群馬県社会福祉事業団・(社)群馬県視覚障害者福祉協会	公募	1	3年		
	県立身体障害者リハビリテーションセンター	公募	1	3年		(社福)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
	県立義肢製作所	公募	2	3年		(社福)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
	県立ふれあいいすぽ-ツプラザ	公募	1	3年		(社福)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
	県立ゆうあいビック記念温水プール	公募	1	3年		(社福)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
環境森林部 自然環境課	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ	公募	1	3年		(社福)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
	緑化推進課 つつじが岡公園(花山部分に限る)	特例		5年		館林市					
	群馬県クレー射撃場	公募	2	3年		日本装弾(株)	公募	1	5年		
	群馬県野鳥の森施設	公募	2	3年		安中市	公募	1	5年		
	伊香保森林公園	特例		3年		渋川市	特例		5年		
	赤城森林公園	公募	3	3年		群馬県森林組合連合会	公募	1	5年		
	赤城ふれあいの森	公募	1	3年		(社)群馬県林業公社	公募	1	5年		
	さくらの里	公募	1	3年		(社)群馬県林業公社	公募	1	5年		
農政部 蚕糸園芸課	桜山森林公園	特例		3年		藤岡市	特例		5年		
	みかほ森林公園	公募	1	3年		(社)群馬県林業公社	公募	1	5年		
	21世紀の森	公募	3	3年		利根沼田森林組合	公募	1	5年		
産業経済部 観光物産課	群馬県水産学習館	公募	1	3年		(財)群馬県公園緑地協会	公募	2	1年		
	ぐんまフラワーパーク	公募	2	5年	一部	(株)ぐんまフラワー管理					
	県立日本絹の里	公募	2	5年	一部	(財)群馬県蚕糸振興協会					
	畜産課 群馬県馬事公苑	公募	3	3年	一部	(財)群馬県馬事公苑	公募	1	3年		
	労働政策課 群馬県勤労福祉センター	公募	3	5年	一部	(財)群馬県勤労福祉センター					
	宝台樹キャンプ場	特例		5年		武尊山観光開発(株)					
	宝台樹スキー場	特例		5年		武尊山観光開発(株)					
	武尊牧場スキー場	特例		5年		武尊山観光開発(株)					
東土整備部 交通政策課	川場キャンプ場	特例		5年		川場村					
	利根川河川環境運動場	特例		5年		伊勢崎市					
	利根川河川尾鳥児童園地	特例		5年		太田市					
	利根川河川尾鳥運動場	特例		5年		太田市					
	鳥川河川玉村運動場	特例		5年		玉村町					
	群馬ヘリポート	公募	6	3年5月		日本空港コンサルタンツ・大成サービス連合体					
教育委員会 生涯学習課	敷島公園	公募	1	3年		(財)群馬県公園緑地協会	公募	3	3年	H21.4.1から県直管	
	群馬の森	公募	5	3年		グリーンクラフトマン(株)					
	つつじが岡公園(花山部分を除く)	公募	2	3年		(財)群馬県公園緑地協会	公募	3	3年		
	金山総合公園	公募	2	3年		山梅造園土木・ケービックスグループ(3社)	公募	2	3年		
企業局 財務管理課	観音山ファミリーパーク	公募	2	3年		NPO法人KFP友の会	公募	2	3年		
	群馬県青少年会館	特例		5年		(財)群馬県青少年会館					
	群馬県総合スポーツセンター	特例		5年		(財)群馬県スポーツ振興事業団					
	群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	特例		5年		渋川市					
	群馬県ライフル射撃場	公募	1	5年		群馬県ライフル射撃協会					
	高崎城址地下駐車場	特例		5年		(財)高崎市都市整備公社					
	ウエストパーク1000	特例		5年		(財)高崎市都市整備公社					
	上武ゴルフ場	公募	7	5年		スバルリビングサービス(株)群馬事業所					
玉村ゴルフ場	公募	7	5年		(株)三商						
前橋ゴルフ場	公募	8	5年		ライジングプロモーション(株)						
板倉ゴルフ場	公募	8	5年		(株)東急リゾートサービス						
新玉村ゴルフ場	公募	7	5年		金井興業(株)						

2. 全国都道府県合計との比較分析

指定管理者導入施設割合

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

		群馬県		全国都道府県	
		施設数	導入率%	施設数	導入率%
指定管理者 導入施設数	公の施設数	210		11,727	
	導入数	53	25.2%	7,135	60.8%

指定管理者導入施設割合

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

		群馬県		全国都道府県	
		施設数	導入率%	施設数	導入率%
指定管理者 導入施設数	公の施設数	210		11,973	
	導入数	53	25.2%	7,083	59.2%
公営住宅を 除いた場合	公の施設数	104		5,144	
	導入数	53	51.0%	2,554	49.7%

群馬県は、公営住宅法に基づく公営住宅施設数を除いたベース（群馬県では管理代行制度を採用）では、全国平均を若干上回る程度の導入率となっている。平成 20 年 4 月 1 日現在のデータでは、公営住宅法に基づく公営住宅施設数を除いたベースの全国データが不明なので、このベースで比較はできないが、平成 18 年 9 月 2 日現在と概ね同様の状況にあると推測される。

指定管理者導入施設の種類の種類

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

種類	群馬県		全国都道府県	
	導入数	割合%	導入数	割合%
レクリエーション・スポーツ施設	21	39.6%	516	7.2%
産業振興施設	0		226	3.2%
基盤施設	18	34.0%	5,445	76.9%
文教施設	7	13.2%	460	6.5%
医療・社会福祉施設	7	13.2%	436	6.2%
合計	53	100.0%	7,083	100.0%

群馬県では、レクリエーション・スポーツ施設の割合が高く、全国では基盤施設の割合が高いのが際立っている。

指定管理者導入施設の指定管理者の種類

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

種類	群馬県		全国都道府県	
	導入数	割合%	導入数	割合%
株式・有限会社	11	20.7%	318	4.5%
財団・社団法人	16	30.1%	5,524	78.0%
公共団体	11	20.8%	260	3.7%
公共的団体	10	18.9%	474	6.7%
NPO	1	1.9%	63	0.9%
その他	4	7.5%	444	6.3%
合計	53	100.0%	7,083	100.0%

群馬県では、株式・有限会社の割合が高く、全国では、財団・社団の割合が高くなっている。群馬県では、ゴルフ場等のスポーツ・レクリエーション施設への指定管理者導入割合が高く、それらの施設の管理者に株式・有限会社がなっていることが影響しているものと思われる。

指定管理者導入施設の選定手続きの状況

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

		群馬県		全国都道府県	
		施設数	割合%	施設数	割合%
公募	職員以外中心の合議体で選定	33	62.3%	2,218	31.3%
	職員を中心とした合議体で選定			812	11.5%
	上記以外			595	8.4%
	小計	33	62.3%	3,625	51.2%
	従前の管理者を公募以外で選定	13	24.5%	3,353	47.3%
	その他	7	13.2%	105	1.5%
	合計	53	100.0%	7,083	100.0%

群馬県では、公募による選定割合が全国よりも高いのが特徴である。

第3 監査結果及び意見の要約

・総括的意見

総括的意見全17件は以下のとおりである。県全体で組織的、制度的に取り組んでいただきたい。

1. 指定管理制度対象施設の範囲について

(1) 管理範囲の設定について

公の施設1単位に拘泥することなく、また、所管部局の枠に拘泥することなく、相乗効果等も考慮して、指定管理対象施設の範囲を決定することが望まれる。

2. 指定管理者選定における問題について

(2) 公募の実施について

指定管理者の選定は、入札方式によらず、原則として、公募によるプロポーザル方式が採用されているが、非公募により選定されている例も多い。また、契約における所謂、兼業禁止規定の適用もない。透明性確保に向けて、法制度等のより一層の整備が望まれる。なお、総務省調査によると群馬県の公募割合は62.3%であり、全国の51.2%（いずれも平成18年9月時点）に比べ高い水準にある。

(3) 選定委員会における透明性・公正性の確保について

指定管理者は公募を原則としていることから、応募する団体間の競争が予想される。しかも、客観的な数値である応募価格で決定する入札方式と異なり、審査によって決定されることから、選定の過程や手続の透明性と公正性の確保が、制度運営上重要である。

(4) 選考における財務数値の審査について

指定管理者が指定期間中、指定管理業務を安定的に実施する能力を有していなければならないことは、選考における最も基本的な事項の一つである。この能力を測るうえで最も重要な資料が、指定管理者の提出する団体としての決算書であるが、従来の選考において、決算書の数値が十分に活用されているとは言えない。今後、一層活用するための仕組み作りが望まれる。

(5) 再委託割合の高い指定管理者の選定について

再委託割合の高い場合には、効率が低くなる傾向にある。再委託割合の高い団体が選定の対象になる場合には、特に効率性に留意した選定、検討が行われる必要がある。

3. 指定管理業務の実施管理について

(6) 指定管理業務の範囲の不明確性について

指定管理業務の範囲が、協定書、仕様書上も不明確な場合がある。特に、施設の清掃、警備、貸出し等に加えて、事業（所謂自主事業）がある場合が曖昧である。

(7) 管理費用の算定について

指定管理者に指定管理業務の対価として支払う指定管理費用は、過去の実績からの積算方式によって算定されていることが多いが、算定時の市況、時価等も十分勘案して算定することが望まれる。

(8) 決算書の適時入手について

指定管理者団体の決算書が、毎決算期ごとに、入手されていない場合が多い。指定管理者団体の業務継続能力のチェックのためには、必ず每期適時に入手して、チェックする必要がある。

(9) 区分経理のチェックにおける根本的な問題点について

指定管理者団体には、指定管理事業と他の事業を明確に区分経理して、事業を実施し報告することが義務付けられている。区分経理が適正に実施されているか否かは、指定管理者団体全体の経理が適正であることが前提であり、区分経理された指定管理事業の経理のみをチェックしているだけでは、本来、不十分である。

(10) 月例、年次報告における管理費用支出等のチェックの不備について

月例報告書、事業報告書に基づく調査において管理費用支出等の会計に関するチェックが十分に行われていない。

(11) 目標管理の徹底が十分でないことについて

指定管理者制度の管理行動は、従来の官以外の発想による計画立案・実行・評価・改善の所謂P D C Aの業務改善サイクルを基礎として成り立っているが、目標 = 計画の設定方法、達成度管理方法等に不十分な点が多い。

(12) 個人情報の保護について

指定管理者制度の信頼性を確保するためには、個人情報の保護は最も重要な課題である。個人情報保護について、県は基本協定書に特記事項として定めているが、遵守されていない施設が多く、部局横断的な早急な対策が望まれる。

4 . 年度評価等について**(13) 設置目的・使命の曖昧さに派生する評価の困難性について**

施設の設置目的や使命が曖昧なまま、指定管理者の選定や評価が行われている場合が多い。結果として、目的や使命達成のために、真に相応しい指定管理者が選定されているのか、その指定管理者が実施した管理業務が目的・使命適合的に実施されているか等の評価が的確にできるのかについて不安がある。

(14) モニタリング制度の充実について

指定管理者制度が、P D C Aの管理サイクルの下に、継続的な改善活動として、有効性・効率性を上昇させていくためには、モニタリング制度のより一層の充実が必要である。

(15) コスト削減効果と住民満足度の公表について

指定管理者制度導入に伴う行政コスト削減効果は、約6億円と開示されている。一方で、

指定管理者制度導入の最重要目的である住民サービスの向上効果については、その分析結果等は開示されていない。

(16) 管理運営状況の開示等の情報公開について

指定管理者による公の施設の管理運営について、公正性、透明性を確保し、住民からも支持されるためには、管理運営情報の公開も重要な要素である。

5. その他

(17) 外郭団体の今後への対応について

従来、公の施設の管理委託を受けるために存在し、中心的な役割を果たしてきた、所謂、外郭団体が、指定管理者制度導入に伴い、民間団体等との競争に曝されることになり、解散・清算に追い込まれる場合があるが、雇用の問題等も含め、今後のあり方等の方針をより前広に検討しておくことが望まれる。

・個別施設に対する監査結果（指摘事項）

個別施設に対する、改善措置を要する監査結果（指摘事項）は、以下の40件である。対象施設別に記載してある。

1. 群馬ヘリポート

（指定管理者；（株）日本空港コンサルタンツ・大成サービス（株）連合体）

(1) 指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握（決算書の入手等）不足について

指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるか、業務継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料を定期的に入手することが望まれる。県は指定管理者の業務継続能力等を判断するため、指定管理者団体全体の決算書入手し定期的に経営状況・業務継続能力を確認すべきである。

(2) 仕様書記載の業務内容と条例記載の業務内容の不一致について

指定管理者の業務内容について、仕様書に記載されているものと、条例に記載されているものが不一致となっていた。

(3) 学習館の目的・運営業務範囲が不明確なことについて

指定管理者が実施すべきヘリコプター学習館の目的・運営業務の内容が明確ではない。

(4) 備品台帳の記載誤りについて

指定管理者へ貸与する備品の台帳に記載されている数量に記載誤りがあった。

(5) 所有備品台帳の記載漏れについて

指定管理者へ貸与する備品の台帳に記載されていない備品があった。

2. つつじが岡公園（花山部分を除く）（指定管理者；（財）群馬県公園緑地協会）

(6) 基本協定書条文の脱漏もしくは削除漏れについて

基本協定書第 12 条第 3 項の 3 行目の文章の前半部分の文章が脱漏もしくは後半文章が削除漏れとなり、訂正されていない。

(7) 公園の維持管理に関する計画書の提出状況について

年度協定書添付のつつじが岡公園業務仕様書で提出が要請されている「維持管理実施計画書」が適時に提出されていなかった。

(8) 「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理について

基本協定書の第 10 条で規定している指定管理者としての業務とその他の業務に係る区分経理がなされていない。

(9) 管理対象施設・備品の範囲が明確でないことについて

指定管理者が管理すべき施設及び備品が明確ではない。

(10) 指定管理者が行った高額な補修・修繕工事の負担について

指定管理者が行った補修・修繕工事の中に、本来は県が負担すべき高額のもの、指定管理者負担として含まれている。

(11) 再委託に関する手続の不備について

指定管理業務について指定管理者が第三者に委託等する場合の手続において、基本協定書で取り決められた手続の一部が適切に実施されていなかった。

3. 群馬の森（指定管理者；グリーンクラフトマン（株））

(12) 基本協定書の契約者が適切に変更されていないことについて

指定管理者は平成 18 年 10 月に Green Craftsmen からグリーンクラフトマン株式会社に変更となっているが、基本協定書の当事者は Green Craftsmen のままであった。

指定管理者が契約期間中に何らかの理由で変更となった場合には、変更後の状況に合わせて基本協定書を適時適切に変更しなければならない。

(13) 「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理について

基本協定書の第 10 条で規定している指定管理者としての業務とその他の業務に係る区分経理がなされていない。

(14) 文書等の管理及び保存の不備について

基本協定書及び仕様書において指定管理者は、文書等の管理及び保存が義務付けられているが適切に行われていない。また、県の指導も十分ではない。

(15) 群馬の森サポーターズクラブの運営の一部未実施について

指定管理者の業務には、群馬の森サポーターズクラブの運営が含まれているが、その運営業務の内の一部を行っていない。

(16) 契約書の不作成について

指定管理者は、重要な業務の再委託・派遣についての契約書を作成していない。また、

再委託であるとする、再委託契約について定められた群馬県による承諾を受けていないことになる。

(17) 管理物件の記載漏れについて

指定管理者が管理すべき公園施設・備品として、業務仕様書に記載されていない管理物件がある。

(18) 個人情報保護規程の未制定について

指定管理者は、個人情報保護規程を制定しておらず、また、群馬県はその規程の報告を受けていない。

4. 新玉村ゴルフ場（指定管理者；金井興業（株））

(19) 収入の範囲の定義が不明であることについて

新玉村ゴルフ場は利用料金制度を採用しており、県への納付金は事前に決められている金額以外に、ゴルフ場の運営で生じた利益に応じて追加的に納付金が納められる仕組みとなっている。しかしながら、利益の計算をするためのベースとなる収入について、どこまでの収入がゴルフ場の利益計算に含められるのか定義が曖昧であり改善すべきである。

(20) 収支状況報告書と会計帳簿との不整合及び区分経理について

収支状況報告書は3月末の決算整理事項が不明瞭であり、会計帳簿との整合性が確認できなかった。区分経理の適正性について検証できない。

(21) 備品の現物管理の不備について

備品について現場で管理台帳が作成されていない。指定管理者は企業局から管理を委託されている備品について管理台帳を作成する必要がある。

(22) 指定管理業務等の実施に必要な文書等の管理諸規則の未整備について

「新玉村ゴルフ場の管理および運営に関する基本協定書」（平成18年3月14日）（以下、基本協定書）第24条では、「指定管理者は、ゴルフ場の指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが文書等の管理に関する諸規則の整備が十分とはいえない。

(23) 個人情報保護規程の未制定について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律、群馬県個人情報保護条例の趣旨に即して、規程を制定しなければならないが、規程は作成されていない。

(24) 個人情報の利用及び提供の制限に関する未承認について

指定管理者は委託先であるP社に予約業務及びダイレクトメール発送業務を委託し、個人情報を提供しているが、企業局の承認を受けていない。

5. 高崎城址地下駐車場（指定管理者；（財）高崎市都市整備公社）

(25) 仕様書の不作成について

指定管理者の選定にあたり、作成されるべき仕様書が作成されていない。

(26) 指定管理業務等の実施に必要な諸規則の未整備について

「高崎城址地下駐車場の管理および運営に関する基本協定書」(平成 18 年 3 月 15 日)(以下、基本協定書)第 24 条では、「指定管理者は、駐車場の指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが諸規則の整備が十分とはいえない。

(27) 「事業計画」の自己検証・評価の不備について

指定管理者の選定に際して県に提出する「指定管理者申請書」に「事業計画」として効率化やサービス向上の記載をしているが、これに係る評価・自己検証を行っていない。

(28) 不適切な現金管理について

「指定管理者申請書」の「管理計画」において現金は金庫にて保管すると記載しているが机の引き出しに保管されていた。

(29) 第三者への業務委託に関する承認の不備について

事業計画書及び事業報告書に業務委託先として 3 者の業者及び委託業務内容が記載されているが、実際には 4 者の業者に業務を委託していた。基本協定書では第三者への業務委託は群馬県企業管理者の承認を要すものとされているが、事業計画書及び事業報告書に委託先の記載が洩れていることは委託に関する承認が不十分であり改善すべきである。

(30) 物品管理の不備について

指定管理者が管理物件台帳を有していないので管理物件が明確になっていない。管理物件台帳を作成し、定期的に現物を実査し台帳との照合を実施する必要がある。

6. 群馬県総合スポーツセンター(指定管理者;(財)群馬県スポーツ振興事業団)**(31) 群馬県体育協会との業務分担および指定管理業務の区分経理について**

群馬県スポーツ振興事業団(以下「事業団」という)と群馬県体育協会(以下「体協」という)とは所在地が同じであり、事業団の職員は全員が体協職員との兼務である。事業団と体協の間の財産区分・経費区分についての文書の取り決めはなく不明確になっている。したがって、事業団の中での「指定管理者としての業務」と「その他の業務」との区分経理にも問題があるといわざるを得ない。事業団・体協間で協定書を作成し、財産区分・経費分担を明確にする必要がある。

(32) 事業団負担の群馬県体育施設協会への支出について

「事業団」から日本体育施設協会維持費負担金として支出されている 10 万円は「群馬県体育施設協会(以下、「県施設協会」という)」の決算報告で「県教育委員会」からの補助金 10 万円として計上され、そのうえで、県施設協会はこの額を「日本体育施設協会」維持費負担金として支出している。県施設協会が負担すべき日本体育施設協会に対する維持負担金が、負担義務のない事業団から支出されている実態がある。

(33) 維持管理業務の実施状況

維持管理業務の実施内容が仕様書別紙に定める管理項目・業務内容・仕様を充足してい

ないものがある。また、仕様書別紙に記載されている業務内容と項目の対応関係が不明確な場合があり、その達成度が明らかにできないものがある。

(34) 月例報告書に係る不備について

月例報告書を翌月10日までに提出することになっているが、提出日も不明であり、報告の内容に対して県の適切な指示・指導がなされているかどうか不明である。また、月例報告書の報告内容が指定管理業務全てを網羅した様式になっていない。

(35) 嘱託職員の給与について

非常勤嘱託職員の本給額が、規程に基づいて決定されていない者がいる。規程に基づいて本給額を決定する必要がある。

(36) 連番シールの貼付の網羅性について

全ての備品について連番シールを添付することとなっているが、現場監査の結果、連番シールが貼付されていない備品があった。

(37) 指定管理開始時の現品管理について

平成18年に財団法人群馬県スポーツ振興事業団が指定管理者就任時に、管理すべき備品の明細を定めているが、現品を確認した形跡はない。

(38) 定期的な備品の確認について

定期的に備品管理台帳と現品とを突合していない。また、備品管理台帳に計上されていない備品があった。

(39) 個人情報保護規程の未制定について

指定管理者である財団法人群馬県スポーツ振興事業団は、事業団としての個人情報保護規程はあるが指定管理者としての個人情報保護規程はない。

7. 桜山森林公園（指定管理者；藤岡市）

(40) 区分経理が適切に行われていないことについて

県有施設と市有施設の両方を藤岡市が維持管理しているが、事業報告書に記載されている収支報告は県有施設、市有施設両方で要した収支となっており、基本協定書で区分経理を要求していることに対して違反している。

. 個別施設に対する意見

各個別施設で取り組んでいただきたい個別意見は143件ある。（往査6施設の基本協定書に対する意見9件を除く）。指定管理者制度対象全53施設中、49施設で検出された意見の概要（主要な意見のカテゴリー別まとめ）は以下のとおりである（施設名称の後の番号は、監査報告書本文における文章番号）。

1. 指定管理制度対象施設の範囲について

(1) 施設のあり方

() 施設の譲渡・運営からの撤退等について検討要望

高崎城址地下駐車場(1)・群馬県みかぼみらい館 ・群馬県立自然史博物館附帯ホール
(かぶら文化ホール) ・群馬県クレール射撃場 ・群馬県野鳥の森施設 ・桜山森林
公園 ・利根川河川境運動場、尾島児童園地、尾島運動場、烏川河川玉村運動場 ・
群馬県ライフル射撃場

() 業務内容の見直しの検討要望

群馬ヘリポート(1)・ウエストパーク 1000

(2) 複合施設の一体的管理の検討要望

つつじが岡公園(花山部分を除く)(1)・群馬の森(1)・群馬県民会館 ・群馬県立自然史博物館附帯ホール(かぶら文化ホール) ・つつじが岡公園(花山部分) ・群馬県水産学習館 ・宝台樹キャンプ場 ・宝台樹スキー場

(3) 名称の見直しについての検討要望

群馬県総合スポーツセンター(3)・赤城森林公園,赤城ふれあいの森

(4) 所管課見直し要望

群馬県馬事公苑

2. 指定管理者選定における問題について

(1) 非公募理由の妥当性等について検討要望

群馬県女性会館 ・群馬県立自然史博物館附帯ホール(かぶら文化ホール) ・伊香保森林公園 ・宝台樹キャンプ場 ・宝台樹スキー場 ・武尊牧場スキー場 ・川場キャンプ場 ・群馬県青少年会館 ・群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク

(2) 選定理由の妥当性等について検討要望

高崎城址地下駐車場(2)・群馬県総合スポーツセンター(1)(11)・群馬県野鳥の森施設

(3) 現場説明会未実施・徴求資料不十分につき改善要望

つつじが岡公園(花山部分を除く)(2)(3)・群馬の森(2)(3)(4)

3. 指定管理業務の実施管理について

(1) 選定後の協議の十分性の確保を要望

群馬ヘリポート(2)・群馬の森(7)・新玉村ゴルフ場(8)・高崎城址地下駐車場(4)・群馬県総合スポーツセンター(2)・群馬県民会館 ・宝台樹キャンプ場 ・宝台樹スキー場 ・武尊牧場スキー場 ・川場キャンプ場

(2) 区分経理や経理上の問題についての改善要望

群馬ヘリポート(5)(6)(7)・つつじが岡公園(花山部分を除く)(5)・新玉村ゴルフ場

(5)(6)・高崎城址地下駐車場(8)・群馬県総合スポーツセンター(12)(13)・群馬県立自然史博物館附帯ホール(かぶら文化ホール)・群馬県立ゆうあいピック記念温水プール・上武ゴルフ場・玉村ゴルフ場・前橋ゴルフ場・板倉ゴルフ場

(3)管理費用・利用料の適正性等についての検討要望

群馬県民会館・ぐんまフラワーパーク・宝台樹キャンプ場・川場キャンプ場・群馬県青少年会館・群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク・群馬県ライフル射撃場

(4)予算管理・コスト削減策についての検討要望

高崎城址地下駐車場(3)・群馬県立点字図書館・群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ・群馬県立ゆうあいピック記念温水プール・群馬県立日本絹の里・宝台樹スキー場・武尊牧場スキー場・敷島公園

(5)業務継続能力の把握等(決算書入手)について改善要望

新玉村ゴルフ場(4)・高崎城址地下駐車場(7)・群馬県クレ射撃場・群馬県勤労福祉センター・金山総合公園・上武ゴルフ場・玉村ゴルフ場・前橋ゴルフ場・板倉ゴルフ場・群馬県ライフル射撃場

(6)目標管理について改善要望

管理様式ツール等の不備について改善要望

群馬ヘリポート(3)・群馬の森(5)(6)・新玉村ゴルフ場(1)・群馬県総合スポーツセンター(6)(7)(10)・群馬県水産学習館・宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場・武尊牧場スキー場・川場キャンプ場

目標利用者数の未設定につき改善要望

群馬県福祉マンパワーセンター・群馬県立点字図書館・群馬県立ふれあいスポーツプラザ・群馬県水産学習館・敷島公園・金山総合公園・観音山ファミリーパーク

利用者数の減少防止について改善要望

ぐんまフラワーパーク

(7)残余期間のモラルダウン防止策等について検討要望

群馬県女性会館・群馬県クレ射撃場

(8)備品管理等についての検討要望

新玉村ゴルフ場(2)・群馬県総合スポーツセンター(14)(15)

(9)個人情報についての取扱検討要望

新玉村ゴルフ場(9)(10)(11)・群馬県総合スポーツセンター(16)(17)

(10)事務処理上の改善要望

新玉村ゴルフ場(3)(13)・群馬県総合スポーツセンター(4)(5)(8)

(11)その他

つつじが岡公園(花山部分を除く)(4)(6)・群馬の森(8)(9)・群馬県総合スポーツセ

ンター(18)

4. 年度評価等について

(1) アンケート等の有効活用の要望

群馬県女性会館 ・群馬県社会福祉総合センター ・群馬県福祉マンパワーセンター
 ・群馬県立ふれあいスポーツプラザ ・群馬県立ゆうあいピック記念温水プール ・
 伊香保森林公園 ・さくらの里 ・みかぼ森林公園

(2) アンケートの実施の要望

群馬県立点字図書館 ・赤城森林公園,赤城ふれあいの森 ・桜山森林公園 ・21世紀の森
 ・川場キャンプ場 ・利根川河川境運動場、尾島児童園地、尾島児童園地、
 烏川河川玉村運動場

(3) 評価の不備の改善要望

新玉村ゴルフ場(7) ・高崎城址地下駐車場(5)(6) ・群馬県総合スポーツセンター(9)

(4) 情報公開関係の改善要望

新玉村ゴルフ場(12)

10.(参考) 監査の結果<指摘>及び意見の件数

今回の包括外部監査の結果<指摘>と意見の件数は、次のとおりである。

区分	結果<指摘>	意見	合計
1. 総括的意見	0	17	17
2. 群馬へリポート	5	7	12
3. つつじが岡公園(花山部分を除く)	6	6	12
4. 群馬の森	7	9	16
5. 新玉村ゴルフ場	6	13	19
6. 高崎城址地下駐車場	6	8	14
7. 群馬県総合スポーツセンター	9	18	27
8. 上記6施設の協定書	0	9	9
9. 上記6施設以外の施設	1	82	83
合計	40	169	209